

令和4年第4回(9月)定例会

自 令和4年 9月 7日

至 令和4年 9月22日

第4回 和木町議会定例会

令和4年第4回和木町議会定例会

(令和4年 9月 7日)

○ 議事日程

別紙のとおり

○ 会議に付した事件

1. 報告第11号
例月現金出納検査の結果について
2. 報告第12号
定期監査の結果について
3. 報告第13号
財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
4. 報告第14号
和木町蜂ヶ峯総合公園管理協会の経営状況について
5. 同意第2号
教育長の任命について
6. 同意第3号
教育委員会委員の任命について
7. 認定第1号
令和3年度和木町一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定について
8. 議案第26号
令和4年度和木町一般会計補正予算(第2号)
9. 議案第27号
令和4年度和木町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
10. 議案第28号
令和4年度和木町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
11. 議案第29号
令和4年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

12. 議案第30号
令和4年度和木町介護保険特別会計補正予算(第1号)
13. 議案第31号
令和4年度和木町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)
14. 議案第32号
和木町公共施設等総合管理基金条例について
15. 議案第33号
和木町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例について
16. 議案第34号
和木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
17. 議案第35号
周陽環境整備組合の解散に関する協議について
18. 議案第36号
周陽環境整備組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
19. 議案第37号
周陽環境整備組合の解散に伴う事務の承継に関する協議について

○出席議員(10名)

1番	津島宏保	
2番	栗本詠子	
3番	嘉屋富公	
5番	上田丈二	
6番	中村充子	
7番	上岡富士夫	
8番	小林秀嘉	
9番	森脇明美	
10番	灰岡裕美	副議長
11番	兼本信昌	議長

○説明のため出席した者

町長	米本正明	
副町長	田中雅彦	
企画総務課長	渡邊良平	
税務課長	松井敏浩	
住民サービス課長	鳥枝靖	
都市建設課長	山下純二	
保健福祉課長	坂本啓三	
教育長	重岡良典	教育委員会
事務局長	森本康正	〃

○会議に従事した職員

事務局長	吉岡司
------	-----

- 開 会 9時 00分
- 議 長 和木町広報係から議場内のカメラ撮影の許可願いが出ておりますので、これを許可いたします。
また、携帯電話をお持ちの方は、電源をオフにされるようお願いいたします。
- 議 長 ただ今から、令和4年第4回和木町議会定例会を開会します。
- 議 長 これより本日の会議を開きます。
- 議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、7番議員 灰岡裕美君、8番議員 小林秀嘉君を指名します。
- 議 長 日程第2 諸般の報告を行います。
先の定例会以降、7月4日、山口県町議会議長会定例会に私が出席しました。
その他につきましては、お手元に諸般の報告として配布しておりますので、ご了承願います。
- 議 長 次に、本定例会の開催にあたり、議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長から報告願います。
議会運営委員会委員長 栗本詠子君。
- 栗本議員 おはようございます。
議会運営委員会からご報告を申し上げます。

町長から9月7日に議会が招集されたことに伴い、9月1日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について次のとおり申し合わせを行いました。

本定例会に付議されております案件は、議案一覧表のとおり報告4件、同意2件、認定1件、議案12件でございます。

本定例会の議会運営でございますが、本日初日に、同意第2号と第3号、認定第1号、議案第26号から議案第37号までの議案説明と質疑を行い、同意2号と第3号につきましては、討論・採決まで初日に行う事といたしました。

一般質問を9月12日とし、最終日を9月22日とし、議案について討論、採決といたしました。

なお、認定第1号 令和3年度の決算認定につきましては、議長と監査委員を除く8人の議員で決算特別委員会を設置、これに付託し、審査することといたします。

委員長及び副委員長につきましては、本日、委員会で協議、決定する事といたしました。

よって、本定例会の会期を、本日9月7日から9月22日までの16日間とし、日程はお手元に配布しておりますとおりでございます。

どうぞ皆さまのご理解とご協力を申し上げ、以上議会運営委員会からの報告といたします。

議会運営委員会委員長 栗本詠子

議長 以上で、諸般の報告を終わります。

議長 日程第3 会期の決定を議題とします。

おはかりします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から9月22日までの16日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

議 長 したがって、本定例会の会期は、本日から9月22日までの16日間とすることに決定しました。

議 長 日程第4 行政報告について
町長の報告を求めます。米本町長。

米本町長 皆さんおはようございます。本日は9件の事柄についてご報告を申し上げます。

まずは、新型コロナウイルス町内感染者状況についてでございます。

8月31日現在、和木町での新型コロナウイルスの総感染者数は641人であり、本年に入ってから4月に17人、5月に64人、6月に39人、7月に72人、8月に277人の新規感染者が確認をされております。

全国的に第7波が拡大しているところですが、和木町におきましても、7月の72人の感染は、1か月の感染者数では過去最多を記録いたしました。8月に入っても2か月連続で最多記録を更新しており、中でも若年層の感染者数が増加をしています。

また老健施設におけるクラスターの発生などもあって、感染者数は高止まりとなっており、9月に入り多少減少傾向にあるようですが、先を見通せない状況となっております。

役場内においても、本年度に入って町職員14名の感染が確認され、全ての職員に対し基本的な感染予防対策をしっかりとるよう、これまで以上に指導しているところでございます。

町民の皆様におかれましても、引き続き感染防止対策をしっかり守っていただきながら、充実した日常生活を送っていただきたいと思います。

以上、新型コロナウイルス町内感染者状況についての報告とさせていただきます。

次に、新型コロナワクチン接種事業についてでございますが、新型コロナワクチンの4回目接種は、重症化予防を目的としており、対象者は3回目接種完了から5カ月以上経過した、60歳以上の方並びに基礎疾患を有する18歳以上60歳未満の方です。また医療従事者及び介護施設従事者等についても、対象者に加えられたところでございます。

6月24日にわきあいあい苑入所者に接種し、65歳以上の集団接種を7月8日から全8日間、60歳から64歳の方は8月31日から全2日間で接種し、9月16日をもって終了予定としております。

基礎疾患を有する18歳以上60歳未満の方については、申請により接種券を交付し、集団接種または主治医のもとで個別に接種しています。

また、1回目から3回目の接種や5歳以上12歳未満の小児用接種を、4回目の集団接種会場を利用して行いました。これは新たに対象年齢に達する方や、体調不良等で接種を見合わせていた方々の接種です。

さまざまな接種回数の方に、国が規定する間隔を守って、接種をお勧めしています。集団接種会場では対象者別、また回数別に受付時間を変えて、接種ミスをしないよう工夫して事業を行っております。

また山口県が設営する広域接種会場についても、広報わき、町ホームページ等を通じて周知し、保健相談センターが予約窓口となり、町の集団接種以外の選択肢としてご利用いただきました。

また「オミクロン株対応ワクチン」につきましては、7月22日に国の方針が決定されましたので、日程や会場などの

具体的運営方法を、町内医療機関の医師の方々と協議し、接種体制を確保してまいります。

以上、新型コロナウイルスワクチン接種事業についての報告といたします。

3番目といたしまして、7月10日に執行された第26回参議院議員選挙、失礼いたしました、第26回参議院議員通常選挙の結果についてご報告をいたします。

山口県選挙区選出選挙では、江島きよし候補が当選されました。

和木町における当日の有権者数は4,831人、山口県選挙区選出選挙の投票者数は2,332人、投票率は48.27%であり、前回の令和元年選挙に比べ1.55%の増加でございました。

投票者数2,332人のうち、17日間の期日前投票を利用された方は1,112人、利用率は47.68%であり、不在者投票は9人で行われました。

なお、比例代表選出議員選挙の投票者数は2,331人で、投票率は48.25%となっています。

以上、7月10日に執行されました参議院議員選挙通常選挙の結果についての報告とさせていただきます。

次に、プレミアム付商品券発行事業についてでございますが、新型コロナウイルス感染症や物価高騰により大きな影響を受けている町民の皆さまと町内業者の皆さまへの支援及び消費喚起による町内経済の活性化を図ることを目的に、8月10日からプレミアム付商品券の販売を開始いたしました。

この商品券の購入対象者は、6月末時点で和木町に住民登録のある方で、1人につき1セットを購入上限として、1セット10,000円分を5,000円で販売しております。

商品券の購入方法につきましては、役場から対象者に郵送しております購入引換券と交換で購入することができ、販売場所は文化会館2階の和木町商工会で、令和4年12月28

日まで購入することができます。購入した商品券は、令和5年1月31日までが期限でございますので、それまでに和木町内の取扱店にてご使用をください。

8月末時点での販売実績は、対象者6,064人に対し、3,070人に販売をしており、販売率約50.6%となっております。プレミアム率100%の大変お得な商品券でございますので、より多くの町民の皆さまにご購入いただき、ご利用いただけるよう、今後も広報活動を通じて販売促進に努めていきたいと考えております。

なお、財源につきましては、全額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しています。

以上、プレミアム付商品券発行事業についての報告とさせていただきます。

次に、5番目として住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業についてでございます。

この事業は、令和3年度の住民税非課税世帯及び新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税世帯相当となった世帯に対して、1世帯当たり10万円を支給するものです。支給対象世帯は538世帯で、8月31日時点での支給世帯は512世帯となっています。そのうち、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税世帯となった家計急変世帯は2世帯でございます。

また、令和4年度分の支給対象世帯は52世帯で、8月下旬に対象世帯に対し申請書を送付しております。

以上、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業についての報告とさせていただきます。

次に、休日の粗大ごみ直接搬入の受付についてでございます。

現状の粗大ごみの直接搬入は、平日8時半から16時まで

の受付となっており、平日日中に仕事をされている方には利用し辛かったことから、住民サービスの向上を目的として、10月から、試験的に休日の粗大ごみ直接搬入の受付を開始いたします。

受付窓口の開設日は、10月15日、12月17日、2月18日のいずれも第3土曜日で、金属・不燃ごみや粗大ごみを、直接、町クリーンセンターに持ち込むことができます。受付時間は13時から16時、受付場所は住民サービス課窓口です。搬入手数料は、軽トラック1,500円、普通トラック3,000円、その他の自動車900円で、平日と同様としております。

広報わきや町ホームページ、ケーブルテレビ和木ちゃんねるにて周知を図ってまいります。事前の申し込みは必要ありませんので、ぜひ、ご利用いただけたらと思っております。

なお、令和5年度も、8月を除く偶数月に実施する予定としています。

以上、休日の粗大ごみ直接搬入の受付についての報告とさせていただきます。

7番目といたしまして、岩国大竹道路 岩国トンネルの工事についてでございますが、現在、国において実施されております、岩国大竹道路整備事業は、大竹市・岩国市間の一般国道2号の交通渋滞緩和のため、交通安全対策を目的として、大竹市小方から岩国市山手町に至る延長9.8kmのバイパス整備事業が実施されています。

岩国大竹道路は、高規格道路として、起点側の岩国市においては既に供用中である広島岩国道路に、終点側の岩国市側においては供用中の一般国道188号岩国南バイパスに連結する計画としておりますが、この事業の主要となる岩国トンネルの掘削工事に着手すると連絡が、国土交通省中国地方整備局よりございました。

今回着手する岩国トンネルは、2,920mの延長があり、

この度発注されている工事では、和木町側より2,400mのトンネル掘削工事が行われ、幅8.5m、片側1車線の暫定2車線道路として整備をされます。工事は、令和7年3月末を予定しており、9～10月には、機械によるトンネル掘削工事が始まります。工事が順調に進捗すれば、令和5年2月頃には、約200mの掘削が終了し、その後は発破による掘削工事に切り替わる見込みでございます。これらの工事の内容については、7月15日、和木公民館関ヶ浜分館において、住民説明会を実施しており、周知も行っております。

和木町といたしましては、地域住民への負担軽減、安全対策をしっかりと実施して、工事を進めていただくようお願いをしております。

以上、岩国大竹道路、岩国トンネルの工事についての報告とさせていただきます。

次に、全国都市緑化フェア～ガーデンフェスタ北海道2022～への参加についてでございます。

令和4年6月25日から7月24日までの間、「第39回全国都市緑化北海道フェア～ガーデンフェスタ北海道2022～」が姉妹都市の北海道恵庭市をメイン会場として開催されました。

全国都市緑化フェアは、昭和58年から開催されており、花と緑に関する国内最大級のイベントで、山口県では平成30年に「山口ゆめ花博」として開催されたのを記憶しておられる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

この度、姉妹都市恵庭市で開催されたフェスタは、メイン会場である恵庭市の花の拠点「はなふる」以外にも、北海道内に32か所の協賛会場及び道内市町村等がお勧めする20のスポット会場を設置し、北海道全体でガーデンフェスタを盛り上げる取組がなされ、メイン会場への来場者数の目標30万人を超えて約34万人の来場を得て、成功裏のうちに閉幕をいたしました。

私も6月25日の開会式に兼本議長及び職員2名とともに参加し、会場の素晴らしさに感心したところではありますが、何よりも、市内各所に歩道などいたるところに、植栽がほどこされ、「はなのまちづくり」を基盤とした市民総参加型の地域力の高さに改めて深い感銘を抱いたところでございます。

和木町といたしましては、姉妹都市で開催される本フェアを盛り上げるため、期間中の6月25日から7月24日までの間、町をPRするラッピングを施したコンテナに季節の花を寄せ植えした「コンテナガーデン」の出展を行い、来場者に向けて和木町をPRいたしました。

また、町職員3名と地域おこし協力隊1名の計4名が、7月16日から7月18日の3日間、現地の恵庭市のメイン会場にてブース出展を行い、無料の缶バッジ作製体験コーナーを通じての町のPRや、特産品の販売を実施してまいりました。

和木町のブース出展期間中は、天候が芳しくない状況ではありましたが、販売商品はすべて完売し、なかでも「もぶり」は出展1日目には、ほぼ完売になる程の人気であり、北海道出身のお客さまからは、「初めて耳にする商品で、簡単にできるし美味しそう」といった声をいただき、また、山口県出身の方や、仕事や観光などで山口県に縁がある方などから、「和木町が北海道の地でブース出展をされていて懐かしい気持ちで立ち寄ってみた」などのお声をいただきました。

缶バッジ体験コーナーでは、同会場でアンパンマンショーなどの子ども向けのイベントも多数行われており、相乗効果により多数のお客さまにお立ち寄りいただくことができました。和木町のブース出展としても盛況のうちに終了することができました。

7月24日の閉会式には、灰岡副議長、田中副町長及び職員1名が出席し、原田裕恵庭市長の感動的な閉会宣言により、すべての行動が終えられました。

以上、全国都市緑化フェア～ガーデンフェスタ北海道20

22～への参加についての報告といたします。

最後に、姉妹都市・恵庭市の児童生徒との交流事業についてでございますが、7月27日から29日までの3日間、教育親善使節団として、和木町から小学校長、小学生2名、中学生2名、教育委員会職員1名が恵庭市を訪問しました。

この交流事業では、恵庭市、和木町の将来を担う小中学生が、それぞれの市町を訪問して情報交換や友好親善を深め、姉妹都市交流の意義を理解してもらうため、昭和56年から始まり、今回で22回目となるものです。

この交流は、訪問・受け入れを交互に行っております。本来ならば昨年度に訪問する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とし、今年度の実施となりました。

また、例年、派遣された児童生徒は、恵庭市のご家庭にホームステイをしておりますが、今回は感染症拡大防止のため、ホテルを拠点に交流を行っております。

使節団は、市長・教育長を表敬訪問した後、和木町の子どもたちとの交流に手を挙げてくれた恵庭市の児童生徒15人と同行し、恵庭市郷土資料館や市立図書館を見学をいたしました。また、はなふる、村上牧場、白い恋人パーク、大倉山ジャンプ競技場など恵庭市や札幌市の各所を訪れ、様々な体験や交流ができました。

子どもたちは、和木町と恵庭市をつなぐお互いの歴史と、人のあたたかさやおもてなしの心が、強く深く残ったものと思っております。

なお、来年度は恵庭市から教育親善使節団を和木町にお迎えすることになっております。

以上、姉妹都市・恵庭市の児童生徒との交流事業についての報告といたします。

以上、5件の項目について行政報告とさせていただきます。

議 長 日程第5 報告第11号 例月現金出納検査の結果について

監査委員から、お手元に配布してありますとおり、例月現金出納検査の結果について報告がありましたのでご了承願います。

議 長 日程第6 報告第12号 定期監査の結果について

監査委員から、お手元に配布してありますとおり、定期監査の報告がありましたのでご了承願います。

議 長 日程第7 報告第13号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

これを議題とします。執行の説明を求めます。

渡邊企画総務課長。

渡 邊 企 画 報告第13号、財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告
総 務 課 長 についてご説明申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度決算にかかる健全化判断比率及び資金不足比率を算定したので、町議会に報告させていただくものでございます。

それでは、別紙についてご説明申し上げます。

健全化判断比率でございますが、表の左の欄に健全化を判断する上での比率である令和3年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率を記載しております。この4つの比率がそれぞれ、右欄の早期健全化基準を超えれば、財政健全化計画の策定が必要となり、更に、次の欄の財政再生基準を超えますと財政再生団体ということになります。

本町では、令和3年度においても、実質赤字、連結実質赤字は発生しておらず、実質公債費比率は5.8%、将来負担比率32.7%となっており、いずれの比率とも早期健全化基準を下回る数値となっております。

次に、資金不足比率ですが、この比率は公営企業会計の健全性を判断するものでございますが、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計ともに資金不足はなしということになっております。

以上で、報告第13号の説明を終わります。

議 長 報告第13号について、質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 日程第8 報告第14号 和木町蜂ヶ峯総合公園管理協会の経営状況について
理事長より、お手元に配布してありますとおり、報告がありましたので、ご了承願います。

議 長 日程第9 同意第2号 教育長の任命について
これを議題とします。
執行の説明を求めます。
田中副町長。

田中副町長 同意第2号 教育長の任命についてご説明いたします。

現在、教育長としてご活躍いただいております重岡良典さんの教育委員会教育長としての任期は本年9月30日までとなっております。

本同意案件は、重岡さんを引き続き、教育長に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、町議会のご同意をお願いするものでございます。

重岡さんは、岩国市由宇町にお住まいで、年齢は66歳です。

経歴でございますが、和木小学校校長などを務められたのち、平成26年4月に教育委員・教育長に就任、平成28年に新しい教育委員会制度のもとで教育長に再任され、以降、温厚で真面目な性格と豊かな経験による指導力、行動力をもって、これまで児童生徒の健全育成や、町民の生涯学習の推進、第3次和木町教育振興基本計画の策定など、和木町の教育発展のためにご活躍いただいているところは、議員の皆さまもご存知のとおりであり、本町の教育長として、誠にふさわしい方でございます。

また、和木町のICT教育の整備を行い、児童生徒のICT活用能力の向上に尽力されるとともに、こどもから高齢者まで和木町全体を一つの学園とする「町ぐるみ『和木学園』」構想にも継続して取り組んでおられるところであり、重岡さんには今後なお一層のリーダーシップをもって和木町教育の推進にあたられることを期待しているところでございます。

教育長の任期は3年で、令和7年9月末日までとなります。

以上で同意第2号の説明を終わります。

ご審議の上、ご同意の程よろしくお願いいたします。

議

長

同意第2号について、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論がないようですので、討論を終結し、採決に入ります。

議長 同意第2号 教育長の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 挙手多数。

議長 したがって、同意第2号 教育長の任命については、原案に同意することに決定しました。

議長 ただいま教育長に任命同意と決しました重岡教育長から、発言を求められていますので、これを許可いたします。
重岡教育長、どうぞ。

重岡教育長 ただ今、米本町長から和木町教育委員会教育長にご推挙いただき、また、議会のご同意をいただき、大変光栄であると同時に、引き続き非常に重い責任を負うことに身が引き締まる思いをしております。

さて、今日、我が国の教育を巡る状況は、人口減少・高齢化の進展、急速な技術革新やグローバル化の進展、子どもの貧困や虐待などの社会問題の顕在化、地域間格差の拡大など、社会全体が著しく変化してきており、先を見通すことが難しい時代となっております。

特に、令和2年からは新型コロナウイルス感染症の拡大という危機にも何度と直面いたしました。こども園や小中学校では、日々、感染症対策に追われながらも「子どもたちの学びを止めない」工夫をしてまいりました。現在も、引き続き

そのように努力しているところでございます。

学校教育のみならず、社会教育においても「学び続ける」ことの重要性を意識して、さまざまな事業を展開してまいりました。

このような今日の情勢や課題等を踏まえて、和木町の総合計画や教育大綱である和木町教育振興基本計画に示されている教育の取組を一層推進するためには、町民一人ひとりが教育の当事者であるという意識を持って、「社会総掛かりでの教育」の実現を図ることが必要になってきます。

これからの教育においては、一人ひとりの多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもある Well-being の理念の実現を目指すことが重要であると言われており、Society5.0 という超スマート社会や SDGs と呼ばれる持続可能な開発目標を意識して、さらなる工夫・改善を図ってまいりたいと考えております。

我が町・我が地域を創造していくためには、絶えず教育の振興を図ることが求められております。

「緑の風薫る文化のまち和木町」の実現に向け、関係部局や関係機関・団体との連携を図りながら、和木町の機動力ある特性を生かし、特色と活力ある教育行政を展開するために全力を尽くしてまいりたいと思います。

どうか、今後も、皆様のお力添えをいただけますようよろしくお願い申し上げます。

議

長

教育長に任命されました、重岡教育長におかれましては、今後も和木町の教育行政の発展のために、ご尽力くださるよう、よろしくお願いいたします。

議

長

日程第10 同意第3号 教育委員会委員の任命について
これを議題とします。
執行の説明を求めます。

田中副町長。

田中副町長

同意第3号 教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

現在、教育委員としてご活躍いただいております中村博美さんの教育委員会委員としての任期は本年9月30日までとなっております。

本同意案件は、中村さんを引き続き教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、町議会のご同意をお願いするものでございます。

中村さんは関ヶ浜1丁目にお住まいで、年齢は46歳です。

経歴でございますが、平成10年に広島女学院大学生生活科学部をご卒業の後、医療法人 原田病院や特別養護老人ホーム洗心園などで管理栄養士として勤務されました。

平成22年からは、本町の教育委員会事務局臨時職員、24年に和木中学校で栄養職員、28年には和木保育所の管理栄養士として子どもたちの栄養管理にあたっておられ、現在は、総合コミュニティセンターで会計年度任用職員として勤務されておられます。

穏やかな性格で、教育熱心な方でございます。3人のお子様をお持ちで、PTA活動にも積極的に関わられ、学校や教育委員会での勤務経験も豊富であり、保護者として、また、女性教育委員としての視点から、本町の教育行政の進展にご尽力いただける方と確信をしているところでございます。

委員の任期は4年で、令和8年9月末日までとなります。

以上で同意第3号の説明を終わります。

ご審議の上、ご同意の程よろしくお願いいたします。

議 長

同意第3号について、質疑を許します。

質疑はありませんか。

- (「なし」の声あり)
- 議長 質疑がないようですので、質疑を終結し討論に入ります。
討論はありませんか。
- (「なし」の声あり)
- 議長 討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。
- 議長 同意第3号 教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議長 全員挙手。
- 議長 したがって、同意第3号 教育委員会委員の任命については、原案に同意することに決定しました。
- 議長 日程第11 認定第1号 令和3年度和木町一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定について
これを議題とします。執行の説明を求めます。
渡邊企画総務課長。
- 渡邊企画総務課長 認定第1号 令和3年度和木町一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。
この認定は、令和3年度の一般会計、特別会計の歳入歳出決算について地方自治法第233条第3項の規定により、町議会の認定を求めるものでございます。
一般会計の概要でございますが、歳入決算額は、48億557万7,198円、前年度と比較して2,489万2,812円・0.5%の減額、歳出決算額は、45億2,756万2,957円、前年度と比較しまして1億2,402万7,956円・2.7%の減額となっております。減額の主な要因といたしまし

では、全額国庫補助により実施いたしました特別定額給付金給付事業やGIGAスクール構想実現のための小中学生に対するタブレット端末の配布・公民館関ヶ浜分館新築工事などが令和2年度で完了したことにより、総務費と教育費の決算額がそれぞれ対前年度比で30%以上の減となったことが挙げられます。民生費における住民税非課税世帯や子育て世帯に対する臨時特別給付金給付事業、土木費の緑ヶ丘団地第3棟建設事業等の大きな事業もございましたが、一般会計全体としては減額の決算となりました。

歳入歳出差し引き額は、2億7,801万4,241円、そのうち翌年度に繰り越すべき財源は50万1,000円で、実質収支2億7,751万3,241円の黒字決算となっております。

なお、財政調整基金の残高は、令和2年度末と比較しまして1億4,341万9千円増の14億675万5千円となっております。

続きまして特別会計についてです。国民健康保険特別会計は、歳入総額6億2,691万1,409円、歳出総額6億629万1,042円で歳入歳出差し引き額は2,062万367円、簡易水道事業特別会計は、歳入総額1億677万5,345円、歳出総額1億238万2,405円で歳入歳出差し引きは439万2,940円、公共下水道事業特別会計においては、歳入総額2億6,615万6,929円、歳出総額2億5,690万4,811円で歳入歳出差し引きが925万2,118円で、それぞれ各会計とも黒字決算でございます。

介護保険特別会計のうち保険事業勘定は、歳入総額5億1,156万4,270円、歳出総額4億9,095万1,438円で歳入歳出差し引き2,061万2,832円の黒字決算、介護サービス事業勘定は歳入総額124万5,870円、歳出も同額の124万5,870円で、こちらは歳入歳出差し引きは残額0円でございます。

最後に、後期高齢者医療特別会計でございますが、歳入総

額9,575万1,449円、歳出総額9,502万8,273円で歳入歳出差し引き72万3,176円の黒字決算でございます。

申し上げましたように、全会計とも黒字決算ということでございます。

なお、別冊で成果報告書及び監査委員の審査意見書を添付しておりますのでご確認ください。

以上で、認定第1号、令和3年度 和木町一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を終わります。

議 長 本件に対する、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

議 長 おはかりします。

認定第1号については、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

議 長 したがって、認定第1号については、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

議 長 ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議長及び議会選出の監査委員を除く8人の議員を指名したいと思いますますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

議 長 したがって、決算特別委員会の委員は、議長及び議会選出の監査委員を除く8人の議員を選任することに決定しました。

議 長 ここで暫時休憩いたします。
全員協議会室へ移動願います。

休 憩 9時 50分

再 開 9時 55分

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議 長 先程設置されました決算特別委員会の委員長・副委員長につきましては、休憩中に行われた委員会において、委員長に上田丈二君、副委員長に上岡富士夫君が選任されたのでご報告します。

なお、決算特別委員会においては、今会期中に審査を終了していただき、最終日までに議長に報告していただくようお願いいたします。

議 長 ここで暫時休憩いたします。
15分、10時10分から再開します。

休 憩 9時 55分

再開 10時 10分

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議長 日程第12 議案第26号 令和4年度和木町一般会計補正予算(第6号)

これを議題とします。執行の説明を求めます。

渡邊企画総務課長。

渡邊企画総務課長 議案第26号 令和4年度和木町一般会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

補正予算の概要といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億2,645万6千円を追加し、予算総額を44億1,481万1千円とするものでございます。

今回の補正予算の主な内容といたしましては、各費目における新規事業や追加で必要となる経費を計上し、人事異動による職員給与費の調整を行うとともに、令和3年度決算の確定に伴う繰越金や財政調整基金積立金の増額などを提案させていただくものでございます。

歳出の主なものを歳入歳出補正、2ページ歳出からご説明申し上げます。詳細については、議案第26号の15ページ以降でございます。

15ページ～18ページ 款2 総務費の補正は、町勢要覧作成委託料として100万円、町内の街灯整備工事167万円、財政調整基金積立金の増額1億4,745万円、公共施設等総合管理基金積立金1億2,000万円、町制施行50周年記念事業委託料200万円、昨年度交付を受けた国庫補助金等の精算に伴う返還金2,716万8千円などを増額するものです。

17ページ～18ページにかけて 款3 民生費では 住民税非課税世帯への臨時特別給付金事業として937万6千円を増額しています。

18～20ページ 款4 衛生費 339万2千円の減額は、決算確定に伴う簡易水道事業特別会計への繰出金を減額し、塵芥処理費に必要な経費を増額しました。

20ページ中段からの 款7 土木費の増額は、町道の通行の支障となっている雑木等を伐採するための経費として道路清掃業務委託料に100万円、町道の整備に係る費用として、1,600万円を増額しています。また、令和3年度の決算確定に伴い、公共下水道事業特別会計への繰出金501万9千円を減額することとしています。

続きまして、1ページ歳入について、詳細は9ページ以降の歳入になりますがご説明申し上げます。

9ページ 款1 町税について、個人町民税は現年課税分の確定に伴い、580万円減額、法人町民税においては2億142万7千円を増額しています。

款10 地方特例交付金及び 款11 地方交付税、こちらは今年度の交付額がそれぞれ決定されましたので、交付決定額にあわせて増額をしております。

9ページ～11ページにかけて 款15 国庫支出金1,619万6千円の増額は、国庫補助金として、番号法制度対応システム改修業務費補助金として669万7千円を計上、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業の財源として、事務費補助金237万6千円、給付事業費補助金700万円を追加で計上しています。

14ページ 款19 繰入金では、今回の補正予算の歳入歳出調整により財政調整基金繰入金を2億7,852万5千円減額しています。

款20 繰越金は、令和3年度決算の確定により、2億5,

751万3千円を増額するものです。

款22 町債1,240万円の減額は、臨時財政対策債の発行限度額が確定したことによるものです。

なお、今回の補正後の財政調整基金の残高は15億5,421万5千円になる見込みでございます。

続いて、3ページ第2表 債務負担行為補正についてご説明申し上げます。町勢要覧作成事業と町制施行50周年記念事業に関しましては、その事業期間を本年度から令和5年度までとし、限度額は町勢要覧作成事業については200万円、町制施行50周年記念事業は450万円とするものでございます。

続いて、4ページ第3表 地方債補正についてですが、歳入予算補正のところでご説明申し上げましたが、臨時財政対策債の発行限度額について、7,680万円から1,240万円減額し6,440万円に改めるものでございます。

議長 以上で議案第26号の説明を終わります。

本案に対する、質疑を許します。
質疑はありませんか。

議長 嘉屋富公君。

嘉屋議員 それでは質問させていただきます。

まず16ページご覧ください。16ページにですね、町制施行50周年記念事業200万円とあります。これ委託金になると思うんですけど、どういった内容でどういった所に委託するのか、でこの200万円が先ほど言われた3ページの方の450万円の中に含まれているのか、ここまで説明お願いします。

議長 渡邊課長。

渡邊企画
総務課長 町制施行50周年記念事業に関しましては、今から、まあこの補正予算を可決していただいた後に、記念式典の企画運営、それから祝賀会の実施などについて、こういった形式でやるのか各業者からプロポーザルを受けましてその内容を決定していくという事になります。

お尋ねの債務負担行為との関係ですが、今年度予算で200万円、令和5年度で450万円、合計で650万円の事業費を見込んでいるということでございます。

議長 嘉屋富公君。

嘉屋議員 はい、分かりました。

続きまして、あと2点ご質問させていただきます。

ページ数20ページ、中段になります道路維持管理事業、この委託料、これはどこにどのような形でどの部分を、オーバーハングの、と思うんですけど、清掃していくのか教えてください。

議長 山下都市建設課長。

山下都市
建設課長 はい、補正予算の、道路維持管理事業の道路清掃委託料のまあ増額につきましてご説明させていただきます。

こちらの方は、町道駒ヶ迫鍛冶屋作り線支障木伐採業務を行う必要が生じたため増額するものでございます。

地区消防や地元からの要望によるものでありまして、町道駒ヶ迫鍛冶屋作り線ですね、蜂ヶ峯公園に上がる道沿いの法面から張り出しております雑木等の影響で車両の通行に支障となっているために支障木の伐採業務を行うものでございます。

議 長 嘉屋富公君。

嘉屋議員 すいません、あの名前で言われてもちょっと分かりにくいんで、地区名で言っただけだとうれしいんですが。

議 長 場所ですね、山下課長。

山下都市建設課長 場所の方がですね、蜂ヶ峯公園に上がる道なんですけど、こちらの方でご存知でしょうか、つつじヶ丘団地の入り口に通ずる道沿いなんですけれども、具体的な場所につきましてはですね、その蜂ヶ峯公園に上がる道の途中に八幡山公園の進入口というのが左側、上り側にあるのご存知でしょうか、そちらの方からですね、つつじヶ丘団地の入り口付近まで、こちらの法面の雑木の伐採を行うものでございます。

議 長 嘉屋富公君。

嘉屋議員 はい、よく分かりました。
引き続きですね、その下の道路整備工事1,600万円これの明細、詳細を教えてください。

議 長 山下課長。

山下都市建設課長 道路整備事業の工事請負費の増額の内訳につきましてですけれども、こちらの方は老朽化しております町道宮ノ下沖新開線、まあ中道ですね、の町道、道路部分と歩道部分の間に横断防止柵というのを設置しておりますが、そちらの方の塗装修繕の方に約1,000万円。それと町道瀬田3丁目1号線、こちらはつつじヶ丘団地の入り口になりますけれども、こちらの歩道修繕、歩道の修繕の方に約400万円。それと町道八幡山蜂ヶ峯線こちらの蜂ヶ峯公園内のBee+エリア前の、なりますけれども、こちらの駐車場沿いに道路照明1基を設置

するものでございます。こちらの方は予算としては200万円を予定しております。以上でございます。

議長 よろしいですか。
嘉屋富公君。

嘉屋議員 よく分かりました。ありがとうございました。

議長 他に質疑はありませんか。

議長 灰岡裕美君。

灰岡議員 2款総務費 1項総務管理費、事業の内容については、16ページの公共施設等総合管理基金積立金について2件お伺いいたします。

この基金の財源は何になるのでしょうか、質問いたします。

議長 渡邊企画総務課長。

渡邊企画総務課長 財源は、今回多額の繰越金が、先ほどご説明申し上げました、2億7千万ほど出ました。これを財政調整基金への積み立てでもいいんですが、目的を持った基金を創設するのもこれを機会にと思いまして繰越金が財源となります。

灰岡議員 それではもう1点質問いたします。

議長 挙手でお願いします。

灰岡議員 あっ、ごめんなさい。

議長 灰岡裕美君。

- 灰岡議員 公共施設の考え方について質問いたします。
- 公共施設とは、地域住民の生活に不可欠な施設であることと定義をされてます。また土地区画整理法では、道路・広場・公園・緑地・河川・水路等も限定されておりますが、この基金の積立金での町が考える公共施設の考え方、範疇を質問いたします。
- 議長 渡邊課長。
- 渡邊企画
総務課長 今回の基金、後ほど基金条例でも触れることになるかもしれませんが、今回特に想定してるのが、補助金とか地方債とか有利な地方債が全く無い、例えば庁舎ですね、これの大規模修繕などはこの基金がまあ重要な財源になると思っております。その他の例えば石油備蓄交付金ですとか艦載機部隊の配備特別交付金、それから交付税措置のある地方債が使える事業、こういったものへの充当はこの基金を使う事はあまりないだろうと考えております。
- 灰岡議員 分かりました。また後ほど条例改定の時、条例上程の時にお伺いしたいと思います。以上です。
- 議長 他に質疑はございますか。
- 議長 上田丈二君。
- 上田議員 歳入について伺います。ページ数14ページ、歳入 款20 1項の繰越金 前年度繰越金2億5,751万3千円について伺います。
- 前年度繰越金、まあ簡単に言うと町財政の余剰金とも言える訳ですけども、例年と比べて多少多いように思われるんですけども、この理由について伺いたいと思います。

議 長 渡邊企画総務課長。

渡 邊 企 画 総 務 課 長 繰越金が多かった内容といたしましては、この決算書からになりますけれども、例えば決算書ですね、地方交付税予算額と実際の歳入決算額、収入済額との差が6,100万円ございます。それから地方消費税交付金これもこの差が2,300万ほど、この2つで約8,500万ほど予算に比べて歳入が多いということになります。

それから歳出の方で逆に予算に、3月補正のあとの予算額と決算額を比べた場合に、例えば民生費が3,000万程度予算額よりも減額、総務費が2,500万、ごめんなさい民生費は7,200万円ほど少ない、総務費が3,800万円ほど少ない、ここで、ですから1億円ちょっと歳出の方が予算より少ない。こういったところでの積み重ねで2億7,500万の繰越金が生じたということでございます。

議 長 上田丈二君。

上 田 議 員 コロナ禍もあってですね、町の中の事業が中止になったりとかあったと思うんですけど、そういったことも影響あったのでしょうか。

議 長 渡邊課長。

渡 邊 企 画 総 務 課 長 おっしゃるとおりですね、いろいろ予算は計上したけれどもできなかった事業というのはたくさんありますので、その辺の理由もあるかと思えます。

議 長 よろしいですか。

上 田 議 員 はい。

議 長 他に質疑はございませんか。

議 長 森脇明美君。

森 脇 議 員 歳入について1点伺います。

9ページの款1の歳入で、町民税の法人部分が2億142万7千円と増収ですが、増収で補正されておりますが、内容を伺います。

議 長 松井税務課長。

松 井 税 務 課 長 それでは、法人割約2億についての増額補正についてご説明を申し上げます。

令和3年度の確定申告において、A社(仮にA社と申し上げます。)の法人税の法人割額、約2億円となっております。本年度5月に税額が、5月末に税額が確定し納付されましたことに伴い補正するものでございます。

主な要因といたしましては、新型コロナウイルス禍で落ち込んだ世界経済の回復、ロシアのウクライナ侵攻に伴って原油価格が高騰していることなどを背景に以前に仕入れた在庫の価値が膨らみ、業績を押し上げ増収増益となったものと考えております。

森 脇 議 員 詳しい説明ありがとうございました。

議 長 いいですか。

森 脇 議 員 はい。

議 長 他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 日程第13 議案第27号 令和4年度和木町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

これを議題とします。執行の説明を求めます。

坂本保健福祉課長。

坂本保健福祉課長 議案第27号、令和4年度和木町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

本議案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ18万7千円を追加し、予算の総額を6億5,445万3千円とするものでございます。

今回の補正は、前年度からの繰越金が確定したことに伴い、歳入予算を調整するものが主なものでございます。

それでは、2ページの歳出からご説明いたします。

款1 総務費は、システム改修委託料といたしまして18万7千円を増額するものでございます。

続きまして、1ページの歳入についてご説明いたします。

款1 国民健康保険料は、調定額の変更により701万1千円を減額するものでございます。

款3 県支出金は、県補助金の額を18万7千円増額するものでございます。

款5 繰入金は、今回の補正額の歳入歳出を調整いたしまして1,060万9千円を減額するものでございます。

款6 繰越金は、前年度の繰越金の額が確定しましたので、1,762万円を増額するものでございます。

以上で、議案第27号の説明を終わります。

- 議 長 本案に対する、質疑を許します。
質疑はありませんか。
- (「なし」の声あり)
- 議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
- 議 長 日程第14 議案第28号 令和4年度和木町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第29号 令和4年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 以上、2議案についてこれを議題といたします。
議事進行上、一括して執行の説明を求めます。
山下都市建設課長。
- 山下都市建設課長 議案第28号及び議案第29号を一括してご説明申し上げます。
- まず、議案第28号 令和4年度和木町簡易水道事業特別会計補正予算についてでございますが、補正予算の概要としては、今回は財源更生であり予算の総額には変更はなく、歳出についても変更はございません。
- 歳入についてご説明いたします。資料5ページをご覧ください。
- 款3繰入金につきましては、一般会計からの繰入金を前年度繰越金により調整し、339万2千円を減額するものでございます。
- 次、款4繰越金につきましては、令和3年度の決算余剰金が439万2千円となりましたので、339万2千円を追加

するものでございます。

以上が、簡易水道特別会計補正予算の説明となります。

続きまして、議案第29号 令和4年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

補正予算の概要といたしましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ223万3千円を追加し、総額を4億1,437万6千円とするものでございます。

歳出からご説明申し上げます。10ページをご覧ください。

款1 総務費、ポンプ場維持管理事業の工事請負費223万3千円の増額については、当初想定しておりませんでした和木ポンプ場の空気圧縮機の故障による取替工事や関ヶ浜中継ポンプ場の1号汚水ポンプ電動弁の修繕工事を行う必要が生じたため増額するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。8ページをご覧ください。

款3 繰入金につきましては、一般会計からの繰入金を前年度繰越金と追加事業費により調整いたしまして、501万9千円を減額するものでございます。

款4 繰越金につきましては、令和3年度の決算余剰金が925万2千円となりましたので725万2千円を追加するものでございます。

以上で、議案第28号 及び議案第29号の説明を終わります。

議長 1点訂正を申し上げます。ただ今私、議案第29号 令和4年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)と述べましたけど、第3号の間違えでございます。訂正いたします。

議長 これより議案ごとに質疑を許します。
議案第28号について質疑を許します。

- 質疑はありませんか。
- (「なし」の声あり)
- 議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
- 議長 議長 議案第29号について質疑を許します。
質疑はありませんか。
- 議長 議長 何号ですか。質疑何号の。28号ですね。
- 灰岡議員 28号は終結です。29号です。
- 議長 議長 29号ですね。はい、すいません。
- 議長 議長 灰岡裕美君。
- 灰岡議員 公共下水道事業特別会計について、1款総務費 1項総務管理費のポンプ場維持管理事業の工事請負費 ポンプ場改修工事の内容と改修工事によって何か住民の生活に支障があったかどうか、並びに関ヶ浜汚水中継ポンプ改修工事の工事内容と、同じく地域の住民に対して何か支障があったかどうかを質問いたします。以上2件お願いします。
- 議長 議長 山下課長。
- 山下都市建設課長 まず和木ポンプ場の空気圧縮機を取替えについてでございますが、こちらの方、雨水ポンプを始動さす際に使用する機器でございますけれども、こちらの方、圧縮機については2台体制にしておりまして、今回1台を交換するものでございますけれども、そちらの方で対応しているんで、現在支障等、運転に支障等が出ている状況ではございません。

続きまして、関ヶ浜ポンプ場の1号汚水ポンプ電動弁につきましてですけれども、こちらもですね、汚水ポンプについて2台体制をとっております。現在1号ポンプの電動弁が故障している状況ですけれども、2号の汚水ポンプで対応しており、特段支障が出ているものではございません。

以上で説明を終わります。

議長 灰岡裕美君。

灰岡議員 もう1件この2つの工事について質問しますが、両方共改修工事があった訳ですが、例えば老朽化による、原因は老朽化による事なんでしょうか。原因について教えてください。支障があった原因について。

議長 山下課長。

山下都市建設課長 両方の機器につきましても、相当数、まあ10年以上の使用実績がございまして、老朽化によるものでございます。

灰岡議員 老朽化による修繕ということですね、はい、以上で質問を終わります。

議長 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 日程第16 議案第30号 令和4年度和木町介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程第17 議案第31号 令和4年度和木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

以上、2議案についてこれを議題といたします。

議事進行上、一括して執行の説明を求めます。

坂本保健福祉課長。

坂本保健
福祉課長

議案第30号及び議案第31号を一括してご説明いたします。

まず、議案第30号 令和4年度和木町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

本議案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1,455万6千円を追加し、予算の総額を5億1,072万4千円とするものでございます。

今回の補正は、繰越金が確定したことにより歳入予算を調整するものが主なもので、サービス勘定の補正はございません。

それでは、2ページの保険事業勘定歳出からご説明いたします。

款4 基金積立金は、今回の補正額の歳入歳出を調整いたしまして852万7千円を増額するものでございます。

款5 諸支出金は、前年度の介護給付費負担金、地域支援事業交付金及び低所得者保険料軽減負担金の交付額が、国、県、支払基金ともに精算分が確定したことに伴い、返還金が生じたので602万9千円を増額するものでございます。

続きまして、1ページの歳入についてご説明いたします。

款3 支払基金交付金は、介護給付費前年度精算分が確定したことに伴い141万2千円を増額するものでございます。

款4 県支出金は、介護給付費県負担金の前年度精算分が

確定したこと等に伴い54万円を増額するものでございます。

款5 繰入金は、今回の補正額の歳入歳出を調整いたしまして、基金繰入金を300万8千円減額するものでございます。

款7 繰越金は、前年度の繰越金が確定しましたので、1,561万2千円を増額するものでございます。

以上で、議案第30号の説明を、終わります。

続きまして、議案第31号 令和4年度和木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

本議案は、前年度の繰越金が確定したことにより、既定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ2万3千円を追加し、予算の総額を1億32万4千円とするものでございます。

それでは、1ページの歳入からご説明いたします。

款3 繰越金は、前年度の繰越金が確定したことに伴い、2万3千円を増額するものでございます。

続きまして、2ページの歳出についてご説明いたします。

款4 予備費は、今回の補正額の歳入歳出を調整いたしまして、2万3千円を増額するものでございます。

以上で、議案第30号及び議案第31号の説明を終わります。

議長

これより議案ごとに質疑を許します。

議案第30号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 議案第31号について質疑を許します。
質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 日程第18 議案第32号 和木町公共施設等総合管理基金条例について
これを議題とします。執行の説明を求めます。
渡邊企画総務課長。

渡邊企画総務課長 議案第32号 和木町公共施設等総合管理基金条例についてご説明いたします。

本議案は、町が所有する公共施設等の長寿命化に関する事業の推進や大規模修繕、更には災害で被災した施設の復旧に必要な財源を確保し、公共施設等の安定的な維持管理及び財政の健全な運営を図るため、和木町公共施設等総合管理基金を設置することに関して必要な事項を定めるために提案させていただくものでございます。

条例案は7つの条と附則で構成されており、第1条で基金設置の目的を、第3条と第4条で管理方法と運用益の処理方法を、第5条では設置の目的を達成する場合において基金を処分できる、こういったことを定めております。

以上で、議案第32号の説明を終わります。

議長 本案に対する、質疑を許します。
質疑はありませんか。

議長 森脇明美君。

森 脇 議 員 和木町公共施設等総合管理基金条例についてですが、これは町では毎年建設費等の修繕費は予算化されていると思います。先程も予算計上がありましたように1億2千万円の基金が生まれ有効に使われる事を望みますので第1条の設置目的について少し伺います。

大規模な修繕というふうに記載されておりますが、どれ位の規模の修繕を予定されているのでしょうか。また災害による被災施設の復旧に必要な財源とは、どの位の規模の財源を想定されているのでしょうか。

議 長 渡邊課長。

渡 邊 企 画 総 務 課 長 はい、お尋ねの件ですが、大規模な修繕とは、特に金額、例えば50万円とか100万円を超えるものとかそういう想定をしている訳ではございません。例えば年度途中で、この前の庁舎の、議会棟の修繕とかですね、こういった事態が発生した時に充てることも想定しますし、先程も申し上げましたように、有効な財源がない事業、庁舎ですとかこういったものに充当することを想定しております。

災害時の事業費というのもなかなか、災害復旧事業、例えば国費が出る災害復旧事業であれば当然そちらの国庫補助金とか地方債とか充てるんですが、そういったものが出ない災害におきましてはこの基金を活用するということでございます。

森 脇 議 員 わかりました。

議 長 いいですか。

森 脇 議 員 はい。

議 長 他に質疑はございませんか。

議長 嘉屋富公君。

嘉屋議員 質問させていただきます。

和木町公共施設等総合管理基金条例、これにですね、例えばですね、先程ありました災害、こういった今町長もやっぱり年頭に言われたように給食センター、こういったものが例えば南海トラフが起こって壊滅するという形になります。そういった事に使うような基金とみていいんじゃないでしょうか。

議長 渡邊課長。

渡邊企画総務課長 そういった例えば南海トラフ地震のような大きな震災があって、町の建物、役場庁舎ですとか公共施設が被災した場合、当然さっきも申し上げましたが、国からの災害復旧事業債とか国庫補助金とか出るものもありますし、もしかしたら時間が掛かる場合もありますので、こういった時にはこの基金から、基金を活用して事業に充てるという事は想定しております。

議長 嘉屋富公君。

嘉屋議員 それではお聞きします。目標としている基金の上限っていうか、いくらぐらい基金として保留したいと考えておられますか。

議長 渡邊課長。

渡邊企画総務課長 はい、基金の上限を特にこの条例の中では定めておりませんので、目標値は今のところいくらまでという計画はありませんが、ただ毎年の公共施設の維持修繕費、維持補修費、だいたい年間で小さいものを含めまして2千万程度決算上上がってきます。これの補填に繋がるぐらいの金額、例えば決算

剰余金、今回の繰越金ですね、繰越金の10分の1程度、これを毎年積み立てることができれば、かなり有効な積み立てになるかなというふうには考えております。

議長 いいですか。

嘉屋議員 以上で終わります。

議長 他に質疑はありませんか。

議長 上田丈二君。

上田議員 すいません。しつこくお聞きして申し訳ないんですけども、1条にありますように災害とかそれから長期に渡る公共施設の安定的な維持ということなんですけれども、そういった修繕費の中では、一般会計の中から修繕費等一切出すことも出来ると思うんですけども、大規模な修繕費ということなんですけど、そういう事考えますと公共事業の安定的な供給っていう形ですよね、そういった形においては、老朽化した建物そういったものの建替え費用とかそういったものの基金にも使えるのでしょうか。

議長 渡邊課長。

渡邊企画総務課長 この議案はあくまでも建替えではなく大規模修繕までの想定でございます。もし例えば給食センターとか今後事業化するに当たっては別の基金があった方がいいのかなと私個人は思っております。

議長 いいですか。はい。

議長 他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 日程第20 議案第34号

議長 日程第19 議案第33号 和木町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例について
これを議題とします。
執行の説明を求めます。
松井税務課長。

松井税務課長 議案第33号 和木町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例についてご説明いたします。

本議案は、固定資産税の減免規定を設け、企業誘致並びに施設の拡充を促進することにより、町の経済活性化と雇用創出の推進を図ることを目的として制定するものでございます。

制度の概要でございますが、地域再生法に基づき国、及び県の認定を受けた事業者が、本社機能の移転や拡充のため家屋、償却資産、土地を新たに設置、あるいは増設、取得した場合、地方税法第6条第2項の規定により3年度間固定資産税の税率である100分の1.4について減免措置を講じるものでございます。

それでは具体的な内容をご説明いたします。対象となる施設は、本社機能を有する事務所及び研究所、研修所でございます。その移転、拡充のために新たに増設した家屋や、償却資産、土地の取得に対する固定資産税を減免するものでございます。なお、東京23区から本町へ本社機能を移転した場合を「移転型事業」、東京23区以外にある本社機能を移転及

び町にある本社機能を拡充した場合を「拡充型事業」といいます。

これらの施設等に対する税の減免でございますが、「移転型事業」の場合、初年度は免除、2年度目は100分の0.35、3年度目は100分の0.7、「拡充型事業」の場合、初年度は免除、2年度目は100分の0.46、3年度目は100分の0.93 これを税率とするものでございます。

なお、本制度により減免措置を行った場合、財政力に応じて地方交付税により減収補填措置が講じられることとなっております。

以上で、議案第33号の説明を終わります。

議 長 本案に対する、質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 日程第20 議案第34号 和木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

これを議題とします。
執行の説明を求めます。
森本教育委員会事務局長。

森 本 議案第34号 和木町特定教育・保育施設及び特定地域型
教育委員会 保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する
事務局長 基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明
いたします。

本議案は、内閣府令、子ども・子育て支援法の改正が行われたことに伴い、必要な改正を行うものでございます。

57条の改正内容につきましては、町から施設等の利用費の支払いを受ける場合は、その事業者は、「特定子ども・子育て支援提供証明書」を交付していましたが、この改正で、「交付することを要しない。」と改めたので、交付する必要がなくなり、事業者の事務手続きが簡素化され負担軽減をするものでございます。

第62条第6項においては、法改正による項ずれの修正、及び文言を加え、読み替えるものでございます。

以上で、議案第34号の説明を終わります。

議 長 本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 日程第21 議案第35号 周陽環境整備組合の解散に関する協議について

日程第22 議案第36号 周陽環境整備組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

日程第23 議案第37号 周陽環境整備組合の解散に伴う事務の承継に関する協議について

以上、3議案についてこれを議題とします。

議事進行上、一括して執行の説明を求めます。

鳥枝住民サービス課長。

鳥枝住民
サービス
課 長

それでは、議案第35号 周陽環境整備組合の解散に関する協議について、議案第36号 周陽環境整備組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、議案第37号 周陽環境整備組合の解散に伴う事務の承継に関する協議について、の3議案について、一括してご説明いたします。

周陽環境整備組合は、昭和48年に由宇町、玖珂町、周東町、熊毛町により可燃ごみの共同処理を目的として設立された一部事務組合で、和木町は昭和56年に加入し、構成団体は5町となりました。その後、平成の大合併を経て、現在、和木町、岩国市、周南市の2市1町の構成となっています。

当初、由宇町に建設されたごみ処理施設が老朽化したため、平成6年に新たなごみ処理施設を玖珂町に建設し、同時期に整備された余熱利用温水プールと併せて周陽環境整備組合が管理しています。このごみ処理施設については、平成30年度末をもって受入れを停止し、令和3年度に着手した解体工事が、今年度中に完了する予定となっているため、令和5年3月31日限り、組合を解散しようとするものでございます。

なお、組合が管理している温水プールにつきましては、岩国市からの要望により、岩国市が引き継いで、管理運営を行う予定となっております。

それでは、議案の内容についてご説明いたします。

議案第35号は、周陽環境整備組合を解散することについて、議案第36号は、周陽環境整備組合の解散に伴う財産処分について、議案第37号は、周陽環境整備組合の解散に伴う事務の承継について、関係地方公共団体と協議して定めることについて、地方自治法及び組合規約の規定により、それぞれ議会の議決を求めるものです。

以上で、議案第35号から議案第37号の説明を終わります。

議 長

これより、議案ごとに質疑を許します。

- 議 長 議案第35号について質疑を許します。
質疑はありますか。
- 議 長 栗本詠子君。
- 栗本議員 議長、3議案まとめでの質疑になってくると思うんで、よろしいでしょうか。
- 議 長 はい、課長の方、お答えをお願いします。
- 栗本議員 では、議案35号、36号、37号について質問します。
周陽環境整備組合の解散に伴う処分、及び事務の承継に関する協議について質問いたします。
解散に伴う財産処分、土地や建物、工作物、物品、組合の解散時における歳計現金及び基金の残高の帰属先が全て岩国市になるということですか、お伺いします。
- 議 長 鳥枝課長。
- 鳥枝住民サービス課長 議員のおっしゃるとおりでございます。
- 議 長 栗本詠子君。
- 栗本議員 本町からも2名の議員が組合議員になっております。私はそれに加え監査にもなっておりますが、これまで組合議員定例会等で解体における跡地や残高等についての議案、議題が無かったと思いますが、今回取り決めにどのように協議したのでしょうか、お伺いします。
- 議 長 鳥枝課長。

鳥枝住民
サービス
課長 組合の解散や解散に伴う財産処分、事務の承継については、
組合を構成する関係市町、関係市町と協議して定めることと
なっております。

2月16日と4月25日、7月11日に構成市町の担当、
補佐、課長級による協議を行っております。それぞれの協議
後は役場内部において協議事項の報告や協議内容の検討、協
議等を行い、構成市町の共通認識のもと今議会に議案を上程
し議会の承認をお願いするものでございます。

栗本議員 以上で、質問を終わります。

議長 はい。

議長 ただ今一括で質疑がありましたけど、次第に沿って質疑を
続けますけど。

議案第35号について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 議案第36号について質疑を許します。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 議案第37号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 暫時休憩いたします。

休 憩 11時 3分

再 開 11時 7分

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議 長 ここで訂正、もう1件お願いいたします。

戻りまして、日程第12 議案第26号 令和4年度和木町一般会計補正予算(第6号)と私、述べましたけど、これ補正予算(第2号)でございます。

日程第12 議案第26号 令和4年度和木町一般会計補正予算(第6号)と申し述べましたけど、正解は、正式には(第2号)となりますので、ここで訂正させていただきます。

議 長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

よって本日はこれで散会したいと思います。ご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

議 長 本日はこれで散会いたします。
お疲れさまでした。

閉 会 11時 7分